

2007年7月レポート

• 国別見出し:

タイ

- 1 タイとブラジル、IP紛争で貿易特権失う
- 2 政府は製薬特許の破棄を変更せず
- 3 GPO、設備刷新のため製造の一時中止
- 4 アガーウッド(沈香木)生産者、特許侵害で競争相手を訴える
- 5 アボット社、二重基準を批判
- 6 パンティップ、すべての違法製品の一掃へ
- 7 音楽会社、著作権料を徴収
- 8 ルーシーダットン、法的保護を受ける
- 9 政府、強制実施権施策の再考を求められる
- 10 米国は依然タイとのFTAに関心あり
- 11 RS社、音楽作品の諸権利を刷新
- 12 タイは特許破棄政策を拡大
- 13 DEPとWIPO、製品のブランド化で起業家を支援
- 14 次は抗がん剤

マレーシア

- 1 IPの発展を促進
- 2 マレーシア、地域のIPハブとなるべく準備完了
- 3 マレーシアは9月にWIPOに代表送る
- 4 知的財産裁判所、設置される
- 5 海賊版押収、250万MRの指標を突破
- 6 正規ソフト使用への価値観づくりキャンペーン
- 7 海賊版フリーの国家へ

シンガポール

- 1 IP政策の管理にはデリケートなバランス感が必要
- 2 JETROの調査、IPR保護でシンガポールに高得点
- 3 ファー・イースト・プラザ店、偽物の販売で摘発される
- 4 シンガポールでオンラインの著作権セミナー開催
- 5 蘇州工業団地のIPRに注目
- 6 ナイトバザールで偽造品摘発

フィリピン

- 1 OMB、1億ペソに迫る偽物ディスクを押収
- 2 IPフィリピン、ビジュアルアート初の徴収団体設立に向けワークショップ開催
- 3 反海賊版グループ、14億ペソを押収
- 4 NBI、海賊版アニメ本を含む模倣DVD、VCDラベル用印刷プレス機を摘発
- 5 フィリピンでの商標登録加速化
- 6 アロヨ大統領、医薬品価格引下げを目指す法案可決

インドネシア

- 1 WIPO会議でインドネシアが議長に
- 2 マストロト社、特許問題で打撃

ベトナム

- 1 スイスが知的財産権擁護を支援
- 2 不法出版と対決する省庁の法律草案
- 3 新しい知的財産権政策に着手
- 4 INVESTIP工業所有権合同証券会社の開始
- 5 知的財産の保護 統合過程の重要な役目

インド

- 1 偽造部品、ニセ化粧品を押収
- 2 インド・パキスタンのコメ外交まだ実を結ばず
- 3 特許審判部、ノバルティス側の異議を留保
- 4 インドは知的財産の創造者たるべし
- 5 特許・商標のE 出願サービス実施
- 6 米国の特許動向に国内企業が注目

アラブ首長国連邦

- 1 不法ソフト販売業者対策キャンペーン

レバノン

- 1 レバノン、100,000点の海賊版CD、DVDを破壊
- 2 海賊行為がレバノン人の生計を破壊

中東

- 1 サムスン・エレクトロニクス、偽造カートリッジ事件に対応

タイ

1. タイとブラジル、IP紛争で貿易特権失う

(ドラッグ・インダストリー・デイリー、2007年7月3日付)

ブラジルとタイは医薬品の知的財産権侵害で最近非難されていたが、米国との貿易特権の一部を失うこととなった。ブッシュ政権は、タイとブラジルを、特定の輸出品に対し非関税待遇を与える途上国指定からはずしたと、スーザン・シュワブ米国通商代表(USTR)が6月28日に発表した。

USTRは、タイが2つの抗エイズ薬、カレトラ(ロプナビルとリトナビルの混合薬)とストックリン(エファビレンツ)、さらに心臓病薬プラビックス(一般名:硫酸クロピドグレル)の特許を覆したことに對し、同国を2007年度優先監視国指定に入れた(本紙5月9日付)。ブラジルも同様に製薬メーカーのメルク社と価格引下げ交渉を行った後、ストックリンに對し強制実施権を発動した(本紙5月8日付)。

米政権の決定は年次の一般特惠関税制度(GSP)見直しに基づいており、「GSPの資格基準に達していない国のGSP特権を撤収及び削減してほしいという要望を判断加味している。これらの基準は対象国が知的財産権に適切且つ効果的な保護をどの程度与えているかの判断を含む。」とUSTRは述べた。

2. 政府は製薬特許の破棄を変更せず

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年7月6日付)

タイ政府はアボット・ラボラトリーズ社の抗エイズ薬カレトラに對する特許破棄の姿勢を崩さないが、ブラジルはこの製薬大手から救命薬を購入することに既に同意した。健康問題の専門家ウィチャイ・チョークウィワット氏は昨日、タイ政府はブラジル政府が受け入れたアボット社の提案を受け入れはしないだろうと述べた。

「我々はブラジル政府がこの取引を受け入れる理由があることを理解する。しかし我々にはそれはできない。それは我々が期待する選択肢ではない。」と同氏は述べた。

ウィチャイ博士は政府製薬機構(GPO)の委員長でもあり、ブラジルのホセ・ゴメズ・テムポラオ保健大臣がアボット社からのカレトラ価格の30%の引き下げを受け入れた後に、上記のコメントを行った。

アボット社のHIVコミュニケーション企画部のダーク・バン・イーデン部長は、バンコクポスト紙の電話インタビューに對し、ブラジル政府との契約はタイが同社の提案を再検討する前例となるべきだと述べた。

今日まで、タイとアボット社との間で、カレトラの熱変化の少ないバージョンであるアルビアの価格交渉が不調に終わっている。

保健省は同社に對し、アルビアの価格をジェネリック薬価格の約5%増まで削減するよう求めた。しかしアボット社は患者1人1ヶ月当たり3,488.20 パーツ、患者1人1年間の服用で34,000 パーツ(1,000米ドル)の販売価格を主張した。同省はそれでは依然として高すぎると主張した。

保健省のモンコン・ナ・ソクラ大臣は、インドのジェネリック薬製造メーカーでアルビアのジェネリック版を販売するマトリックス・ラボラトリーズ社が提示した、患者1ヶ月当たり2,027パーツ、年間24,324パーツ(695米ドル)により関心を示している。

次の展開としてGPOは、国民保健計画により患者のために、プラビックスとして販売されている心臓病薬クロピドグレル200万錠のインドからの購入を開始する。

3. GPO、設備刷新のため製造の一時中止

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年7月6日付)

政府製薬機構(GPO)は製造設備の刷新を行っており、一方ではその間、必須薬への強制実施権発動を検討中の様々な諸国に密かに情報を提供しているとモンコン・ナ・ソククラ保健相は述べた。

モンコン博士はGPOの刷新は工場を国際基準まで押し上げようとする政府の努力の一環であり、今年初頭に発動した強制実施権への反対キャンペーンとして各製薬会社が訴えた問題だ。

保健省は、GPOが世界保健機関の基準に合致しない、基準以下の薬を製造しているのではないかという不安を解消したいと望んでいる。リノベーション終了までGPOはすべての薬の製造を中断すると大臣は述べた。

議論を呼んだ強制実施権の問題に触れ、モンコン博士は保健省は今年当初に発動した3件の強制実施権に加え、あと2つの必須薬に対し強制実施権を発動するかもしれないと述べた。

タイ政府は3つの救命薬、即ちエファビレンツ、ロブナビル+リトナビル(カレトラ)、及びクロピドグレル(プラビックス)にCL(強制実施権)を発動した。現在のところエファビレンツのジェネリック薬のみを輸入している。

保健省は密かに他国がCLを発動するための助言を与える作業をしていると大臣は述べた。モンコン博士は、CLが薬の研究や開発のために支払うことができる患者まで奪うと言う主張は根拠のないものだ。なぜなら、高価な特許薬を購入できる人口の20%の富裕層は、GPOや他社が製造したジェネリック薬に切り替えることはないからと述べた。

大臣は製薬業者に対し、マージン率の低さを販売量の多さで相殺するような、低価格版の薬を製造することを勧めた。「このような動きが患者のためになる」とも述べた。

4. アガーウッド(沈香木)生産者、特許侵害で競争相手を訴える

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年7月9日付)

香木の人気の増大により、Agarwood Siam社は地元のアガーウッドの2製造業者に対し、特許の違法使用で損害額合計1億バーツを越える訴えを起こした。

アガーウッド・サイアム社のルジラ・ブンナグ弁護士によれば、訴訟は、地元の大物、ブーン・バナシン氏が所有するタッチウッド・フォーレストリー社とクリサナ・パナシン社が、アガーウッド・サイアム社の特許を同社の同意なしに使用、販売したことに対し起こされる。

アガーウッド・サイアム社は、「アクイラリア(Aquilaria)属樹木のAquilaria樹脂を刺激するための、樹木に傷をつける技術」でタイ国特許第18985号を取得している。特許は2005年9月21日に登録されている。

請求された損害額は高額であるが、この樹木から製造される香油と樹脂は1リットル何十万バーツもの価格で販売される。

ルジラ氏によれば、2社による侵害はアガウッド・サイアム社に多大な損害を与えた。同氏は明日、知的財産中央裁判所に民事、刑事訴訟として訴える。

ルジラ氏によれば、3月26日付で両社に対し文書が送付され、特許を取得した方法を使用、生産、販売することを中止し侵害を止めるよう求めた。しかし両社はその文書に対し何の回答もしていない。

同文書では、アガーウッド・サイアム社はタッチウッド・フォーレストリー社に対し1億バーツの損害賠償を支払うように求めた。クリサナ・パナシン社に対しては1,000万バーツの賠償を求めた。賠償額は各社の規模に基づくものだと言ったと弁護士は述べた。

5. アボット社、二重基準を批判

(ネーション紙、プライム・ニュース欄、ページ1A&4A、タイ、2007年7月9日付)

米国製薬業者のアボット・ラボラトリーズ社は、昨日、保健衛生費に比較し軍事費が急速に伸びていることで政府を批判した。

同社のHIVコミュニケーション部長のダーク・バン・イーデン氏は、来年度防衛費の24%増に対し、保健費支出がわずか4.7%であることに「失望」したと述べた。

しかし、タイのエイズ活動家はその比較を「ばかげている」と一蹴した。問題は金銭的なことではなく、患者が妥当な価格で救命薬を入手できるかであると述べた。

「このような状況で、タイがHIV薬を購入できないと、どうして言うことができるのか理解できない」とバン・イーデン氏が米国から述べた。「タイのHIV予算の問題は貧困ではなく優先度だ」

エイズアクセス・ファンデーションのNimit Tien-udom理事長は、「政府がHIVのためどれだけ多くの予算を使おうと、法外な値段の薬のために支払うには十分ではない。問題は政府がHIV薬にどれだけ払わねばならないかではなく、会社が途方もない値段で薬を売ろうとする事実だ。」と述べた。

保健省筋では、バン・イーデン氏が引用した数字は間違っており、「保健予算について何も知らない」とも付け加えた。

国立保健局局長のSanguan Nitayarumpong博士は、HIVのための予算は保健省の年間予算には含まれず、別の基金から支払われると述べた。

その政府基金は毎年増額されるとSanguan氏は述べた。

アボット社はタイがインドの製薬業者から安価なジェネリック版のカレトラを購入する計画をキャンセルすることを望んでいる。タイが強制実施権を発動後、アボット社は正規薬品の価格を患者年間当たり2,200米ドル(74,000バーツ)から1,000米ドルに引き下げる提案をした。しかし、インド製の薬は患者年間当たりわずか695米ドルである。

食品薬事局局長兼薬価交渉の責任者であるシリワット・ティプタラドン博士は、タイ国はジェネリック薬価格の5%増までをアボット社に支払う準備があるが、それ以上は無理だと述べた。

バン・イーデン氏は、同社は既にできる限り価格を引き下げ、中低所得の他の45カ国に提供したものと同価格を提示しているが、更に交渉を続けると述べた。

6. パンティップ、すべての違法製品の一掃へ

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年7月11日付)

ブアンラット・アサワピシット局長は、海賊版IT商品の中心地として知られたバンコクのパンティッププラザから今年違法製品が一掃されるだろうと述べた。このモールの違法商品にはソフトウェア、映画、音楽が含まれる。知財局では全国の知的財産侵害摘発のため、問題地域に捜査官チームを派遣する予定である。

同局長は多くの「レッド・ゾーン」は警察と知財局による厳格な取締りのため、違法商品の取り扱い数が減っていると述べた。「知財局は真剣に違反を取締り、侵害者がこれ以上違法行為を続けないよう効果的に処罰を加えている」と述べた。

同局はさらに警察、司法当局、税関、食品薬事局と協力し、全国の違法製品の摘発計画を作成すると述べた。

同局はまた、政府が真剣に海賊版に取り組む姿勢を示すため、9月に多くの違法商品を破壊する計画を立てている。

知的財産権の意識を高めるため、知財局はバンコクのクイーンシリキット国立会議場で7月

20-22日までIPフェア2007を開催する予定である。プアンラット局長は、このフェアは人々に権利を知らしめるだけでなく、企業の特許登録を推進するものだと言った。60以上のブースが国内や海外で特許を取得した発明品を展示する。

展示品には消化剤ボール、バクテリアの繁殖を抑えるドリアンの化粧用ジェル、飛行艇、折り畳み自転車が含まれる。このフェアは各ビジネスが他の企業と接触する機会を増やす一助となるだろうと局長は述べた。知財局は発明家が特許を登録するためのブースを設置する予定である。フェアでは毎日、低価格商品を販売し、有名歌手のショーを開催する予定だ。

7. 音楽会社、著作権料を徴収

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB3、タイ、2007年7月12日付)

音楽会社は、著作権侵害者に対する政府のより強硬な対応のおかげで、今年度、著作権料の徴収増を期待している。

GMMグラミー社の販売・マーケティング取締役のYongsak Ekprachyakul氏は、今年度の音楽著作権料からの収益は、2006年度の実績2億5,000万バーツから20%増を見込んでいる。この著作権料はグラミーの音楽を、カラオケ、ジュークボックス、ホテル、レストラン、機内で使用する5万件の顧客から徴収する。

エンターテインメント業界と政府職員特に警察との協力により、クロントム地域の海賊版映画と音楽で悪名高い地域の摘発が改善し、エンターテインメント企業の収益増加につながったと同氏は説明した。

国内第2の音楽会社であるRS社は、今年度の著作権料収益は、カラオケ業者との論争が継続しているにもかかわらず、昨年度の1億5,000万バーツから上昇し、2億バーツに上るだろうと述べた。

RS社の子会社であるタイ著作権料徴収社 (TCC)の法務取締役対策部長のSutthisak Prasatkarukarn氏によれば、これまでのところ、5,000件のカラオケブースがRS社に著作権料の支払いを拒否している。同社では、1ブース1ヶ月あたり400バーツをチャージしている。

著作権料徴収は5年前より行われているが、多くのユーザーは依然ただ乗り甘んじていると同氏は述べた。

8. ルーシーダットン、法的保護を受ける

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年7月18日付)

タイは日本でルーシーダットンとして知られるタイの「仙人」ヨガに対する法的保護を勝ち取った。日本の特許庁は日本のビジネスマンによる「ルーシーダットン」の社名としての登録出願を拒絶した。このビジネスマンは昨年、特許庁にルーシーダットンという標記の登録を試みた。

タイ伝統代替医療開発局のSomyos Charoensak局長代理は、日本の特許庁はこのフレーズはタイの英知を表現しており、商標としては使用できないことを確認したと述べた。

出願人のビジネスマンはこの査定に対する不服申し立ては行わず、30日以内という申立て期間は終了した。

Somyos局長代理は、タイが古来の知恵を保護できた事は良いニュースだと述べた。

Somyos局長代理は、世界中で人気のあるタイマッサージを含むタイの伝統的健康法を特許登録しようとする試みが外国でよく行われると語る。これに対する対策の1つとしてタイ伝統医療の保護推進委員会の設立がある。

20人の委員会メンバーには、保健衛生担当事務次官、医療サイエンス局、知的財産局、タイ伝統代替医療局の主幹、食品薬事行政局長官を含む政府関係者10名が含まれる。

他の10人の委員会メンバーは民間部門を代表し、タイ伝統医療の実践者、専門家、ハーブ生産者、加工業者、タイ伝統医療の従事者を含む。Somyos局長代理は同局では今週の金曜日まで民間部門からの候補者の人選を受け付けると述べた。

この委員会はタイ伝統代替医療に関し保健大臣に助言を行い、タイ伝統医療保護のための関連法の制定と政府所管の基金の管理につき助言する。

9. 政府、強制実施権施策の再考を求められる

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年7月21日付)

政府は抗がん剤への特許を破棄する強制実施権を発動する前に、そのような行為は長期的には逆効果をもたらす恐れがあるため、慎重に検討すべきだと、ラマティボディ病院のSaengsuree Joota 医師は述べた。

グリベックに対する強制実施権の発動は、社会貢献プログラムにより、ジェネリック版の抗がん薬イマティニブを既に服用している900人ほどの白血病患者に悪影響を与えるかもしれないと、タイ血液学会の会長も務めるSaengsuree 博士は述べた。

一度、政府がCL政策の採用を決定すれば、患者のための社会貢献プログラムは打ち切られる可能性がある、同医師は警告する。

「政府が白血病治療薬の特許を破棄し、ジェネリック薬の輸入を目指すなら、全白血病患者が均しく薬を入手できるよう保証すべきだ。今のところそうはなっていないから」と同医師は述べた。

現在まで薬の入手は200名ほどの公務員の白血病患者に限られている。800名に上る貧しい白血病患者は、国民保健プログラムに基づき、この薬の製造者であるスイスのノバルティス社がスポンサーとなる社会貢献プログラムを通して薬品の入手が可能となっている。

Saengsuree医師は民間企業に勤務する患者にも薬の入手を可能にさせるべきと信じる。グリベックのメーカーであるノバルティス社はジェネリック薬イマティニブの販売も行っている。

モンコン・ナ・ソングラ保健大臣は先に、抗がん剤の強制実施権は不可欠である。なぜなら、白血病が事故死、エイズ、心臓病、老衰に続き、タイの死亡原因の5番目に挙げられるからと述べている。

政府は昨年、国家保険局が所管する国民保健計画により、ほぼ5万人のがん患者治療のため12億バーツ以上を支出したと大臣は述べた。

ノバルティス社の国内マネージャーのSirilak Suteekul氏は、CL政策は救命薬の入手法改善のための長期的解決法にはならないと考えると述べた。全関係団体が協力し、薬の入手法につき長期的解決策が求められるよう、官民の連携がより推進されねばならないと同氏は述べた。

CL政策を検討する委員会の長であり、健康問題スペシャリストのウィチャイ・チョークウィワット氏は、委員会はCL政策の大臣の承認を求める前に、強制実施権の賛否両論と白血病患者の現行の保健計画を十分に検討すると述べた。

「強制実施権は白血病治療薬のみでなく、他のがん治療薬への一般のアクセスを拡大する最後の手段だ」と同氏は述べた。

10. 依然タイとのFTAに関心あり

(アジェンセ・フランセ・プレス、2007年7月24日付)

米国は依然タイとの自由貿易交渉に関心を持っていると当地の米大使館は述べた。通商高官が交渉は決裂したと述べたのは誤報であると付け加えた。米国通商代表のスーザン・シュワブ氏が月曜日のストレート・タイムズ紙のインタビューで、「我々はタイとのFTA交渉を断念した」と述べたという報道は間違いであると、大使館は声明で述べた。

「ストレート・タイムズ紙の記事は上述の引用文で、不注意にも「not」という否定語を落としてしまい、シュワブ大使の発言の趣旨を逆転させてしまった」と大使館では述べている。同紙はウェブサイトにて訂正記事を掲載することに同意したと声明では述べている。

実際にはシュワブ氏は、「タイの場合は、クーデター前に交渉が行き詰っており、クーデターにより進展が不可能となった。我々はタイとのFTA交渉を断念してはいない」と述べていた。

米国は11月に自由貿易交渉は民主政権が誕生するまで中断されると発表していた。軍事政権は本年末までの総選挙を約束しており、軍部主導の政権は権力掌握以来、失脚したタクシン・チナワット前首相のもとで進められていた自由貿易交渉を促進させようとしてきた。

タイは4月に日本とのFTAを締結し、インドとの交渉を加速化してきた。

2003年に開始された米国との交渉は、特に米国製薬業界の特許保護をめぐる問題で批判の対象となってきた。米国はタイの両方向での貿易の最大相手国であり、米国政府の統計によれば、昨年度は300億ドルを超えていた。

11. RS社、音楽作品の諸権利を刷新

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB3、タイ、2007年7月25日付)

大手のエンターテインメント、スポーツコンテンツの供給者であるRS社のスラチャイ・チェチョティサークCEOによれば、同社は、音楽の著作権を会社ではなく作曲家に帰属させるという国際基準に向けて前進中である。

スラチャイ氏は、これにより作曲家はロイヤルティ収入を100%取得し、創作活動の刺激となるだろうと述べた。販売額で国内最大の音楽会社のグラミーグループは、同社のアーティストの音楽作品にかかわる全権利をこれまでどおり保有する。

12. タイは特許破棄政策を拡大

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年7月26日付)

タイはすべての国家の保健計画をカバーするために強制実施権(CL)を拡大する政策を押し進めている。これにより、より多くの人々に救命薬の入手が可能となることを目指している。

この計画は経済学者のAmmar Siamwalla氏により発案され、国家保健局委員会の承認を受けた。

現在、エイズと心臓病治療のための3つの必須薬、エファビレンツ、カレトラ、プラビックスに対するCL政策は、基本的に、国家保健局(NHSO)によって運営される国民保健計画の対象となる患者に限られている。

この新計画ではCL政策は原則として3つのすべての保健計画をカバーするとNHSOのSa-nguan Nittayarumphong 事務局長は述べた。

同時に、CLをさらに拡大適用する必須薬を検討するためCL小委員会が設置された。委員会は学者、健康問題の専門家、SSO、商業省、外務省、会計監査局、財務局等の関係政府機関の代表者で構成されている。

小委員会の委員長を務めるSa-nguan博士は、SSOが運営する保健計画に加入する患者もこの国家政策により利益が得られると信じている。

CL政策の対象となる薬の新リストはまだ最終的なものではないとSa-nguan委員長は述べた。

現在まで小委員会は、まだ正式には公表されていないが、2つの抗がん剤にCL発動の可能性を検討している。しかしSa-nguan委員長はCLの対象としてリストに挙げられている薬はどれも、すべての保健計画で配布されているものだと述べた。ラマティボディ病院の医師で、タイ血液学会の会長も務めるSaengsuree Joota氏は、先週、商標名「グリベック」として知られる白血病薬へのCL

発動は慎重であるべきだと政府を警告した。

同氏は、CL政策は、このジェネリック薬の入手が既に可能な一部の患者にとって不利益となることを心配している。

Ammar氏は、保健省当局は3つの健康保険で医療を提供している官民の病院への薬の流通について管理、監視するシステムを立ち上げ、特許破棄により得られた薬が商業目的のためには使用されないということを保証すべきだと述べた。

13. DEPとWIPO、製品のブランド化で起業家を支援 (タイ・ニュースサービス、2007年7月26日付)

輸出促進局(DEP) は世界知的所有権機関(WIPO) の協力を受け、ブランド性のある製品作りで起業家を支援する。

DEPの製品開発センターのスペシャリスト、スパトラ・スリサク氏は、これはWIPO がセミナーを企画し起業家に訓練を提供する2回目の機会だと報告する。同氏はタイの起業家により高品質のコピー製品が生産されているのを見てきたと述べる。もしタイがこのような高品質製品を生産できるなら、タイは独自の製品を生み出し、世界市場で戦えると確信していると同氏は付け加えた。

14. 次は抗がん剤 (ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年7月27日付)

モンコン・ナ・ソククラ保健大臣は暫定政権が退陣する前に乳がんと肺がんの治療薬に対する強制実施権発動を望んでおり、これらの患者は効果的な治療を受けるのが難しいと述べた。

タイでは女性の間で乳がんが、男性の間では肺がんがよく見られる。

強制実施権によりこれらの薬品の価格が下がり手に入りやすくなる。強制実施権により政府は特許、著作権、他の排他的権利の所有者に対し、その権利の使用を国家又は他に強制的に認めさせる。

通常、所有権者は法により定められた、あるいはある種の仲裁により決定された額のロイヤルティを受け取る。モンコン大臣は、3つの医薬品に対する保健省の強制実施権発動の決定は強硬な反対を呼び起こしたと述べた。

これらの3薬はエイズと心臓病治療薬である。

「我々は適切な時期まで待たねばならない」。抗がん剤に対し、いつ強制実施権を発動するかを問われたモンコン大臣はこう答えた。しかし、現政権の任期が終了する前には発動すると大臣は確約した。

マレーシア

1. IPの発展を促進

(Tech&U, 2007年7月2日付)

国内の情報コミュニケーション・テクノロジー産業にとって、1972年通商表示法、1983年特許法、1987年著作権法、1983年特許法、1987年著作権法、2000年光ディスク法に基づき審判を開始する知的財産特別裁判所の設置は、同国を地域のICTハブと位置づけようとする政府の努力を強調するものだ。

投資家が国内外に関わらず、IP侵害事件を、公平で効率的なシステムで審理し、管理し、処理することが、必然的にICTセクターのビジネス環境を強化すると観測筋は語る。

しかしながら、データによれば、1,737社のMSC(マルチメディア・スーパー・コリドー)マレーシアの企業集合から過去11年間に登録されたIPはわずか1,072件のみだ。IP裁判所の設置がIPの発展という意味で実際に重要なインパクトを与えるのかどうか疑問視する向きもある。

マルチメディア開発公社(MDeC)の能力開発部門のNg Wan Peng副理事長は、もし権利が尊重され行使されるなら、IP開発は発展するという信念を持っている。

コンピューター・マルチメディア産業マレーシア協会(Pikom)のリー・ブーン・コック会長は、IP裁判所の設置はIPの発展に向けたスタートだと述べた。

2. マレーシア、地域のIPハブとなるべく準備完了

(アジア・パルス, 2007年7月4日付)

マレーシアは政府による商業面でのIPの活用と今月のIP裁判所の開設という施策により、地域の知的財産のハブとなる準備ができた。しかし、国内商業・消費者行政省のシャフィー・アブダル大臣はIPの商業化を進め、国内経済を刺激する努力の強化を求めた。

「我々は大学や民間セクターを通じ多くのリサーチを行ってきた。MyIPO（マレーシア知的財産公社）はこの（商業利用の）件に真剣に取り組まねばならない。」大臣は省職員の例月の集会に参加後、記者に語った。

大臣は、省として近々にIP所有者と民間セクターとの間で、これらの発明の商業利用化につき検討するための会議を設定すると述べた。

IP裁判所については、プトラジャヤ連邦直轄領を含む全州にIPセッション裁判所が設置され、IPに関する民事及び控訴審の審理をする高等裁判所はクアラルンプール、スランゴール州、ジョホール州、ペラ州、サバ州、サラワク州に設置されると大臣は述べた。

大臣はまたMyIPOのA. Manisekaran部長はジュネーブに本部がある世界知的所有権機関のコンサルタントに就任すると述べた。

3. マレーシアは9月にWIPOに代表送る

(新華社通信, 2007年7月4日付)

マレーシアは今年9月までにジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)に同国代表を送ると地元メディアが報じている。

マレーシア知的財産公社著作権部門の部長のA. Manisekaran氏は、同機関にマレーシア代表として参加する。同氏はジュネーブに出発するため政府関係局からの承認を待っている。

国内商業・消費者行政省は、WIPOの内部にマレーシア人がいることは、重要課題について直接的にニュースを得る意味で、特に国内経済に関する問題や国内の声を発する意味で重要だと述べた。

4. 知的財産裁判所、設置される

(ニュー・ストレイツ・タイムズ、2007年7月18日付)

内閣は、21の知的財産裁判所を設置するという国内商業・消費者行政省の提案を了承した。これらは特に知的財産刑事事件を扱う15のセッション裁判所を含む。裁判所は全州に設置される。

他の6カ所の高等裁判所は「特別指定裁判所」としてIP侵害の多発州の、クアラルンプール、スランゴール州、ジョホール州、ペラ州、サバ州、サラワク州に設置される。

国内商業・消費者行政省のシャフィー・アブダル大臣は、裁判所は来月までには審理を開始する予定だと述べた。

「マレーシアは依然としてIP侵害件数の高さから、国際的な監視国指定を受けている。裁判所の設置は我々が知的財産権保護に真剣であることを示している。マレーシアはタイに次いで、この種の裁判所を設置した2番目の国だ」と大臣は記者会見で述べた。

裁判所が扱う事件は1972年通商表示法、1983年特許法、1987年著作権法、1983年特許法、1987年著作権法、2000年光ディスク法が管轄する事件である。

4月にはアブドラ・アフマッド・バダウィ首相は、発明家が製品を開発しその成果を登録することを支援し、国内の知的財産を保護するための50億マレーシア・リングットの基金を設置することを発表した。

首相はこの基金はIP裁判所設置のためにも使用され、この新裁判所は事件の迅速な処理を目指している。被害を受けた知的財産所有者に対する補償の支払いも迅速化されると述べた。

シャフィー大臣は、裁判所の書記官提供の資料によれば、昨年の6月30日現在で515件の知的財産関連事件が下級裁判所に提訴され、12月31日現在では1,030件がセッション裁判所に、67件が高等裁判所に提訴されていると述べた。

5. 海賊版押収、250万MRの指標を突破

(マレイメール、2007年7月20日付)

国内商業・消費者行政省はビジネス・ソフトウェア・アライアンスとの協力で、海賊版ソフト、製品を使用していた会社に今年度、30回の摘発を行ってきた。

Iskandar Halim Sulaiman 副長官(開発担当)によれば、そのうち19回は成功し、250万MR相当の押収につながった。

Iskandar副長官は、政府がソフトの海賊版との戦いに十分に力を注いでいるにもかかわらず、BSAとIDCの世界ソフトウェア海賊版調査で報告されているように、昨年度の国内ソフトの海賊版比率は60%という嘆かわしいものだったと述べた。

Iskandar副長官は、営業用で正規のライセンスがないソフトを使用する事は1987年著作権法違反だと重ねて強調する。有罪となった場合、その事業体及び/又は代表者は、侵害ソフト1件あたりにつき2,000から20,000マレーシアリングットの罰金と最高で5年の刑に服することになる。

Iskandar副長官によれば、侵害者は著作権所有者から民事訴訟を起こされる可能性もあるとのことだ。同省の呼びかけを支援し、BSAの反海賊行為アジア対策部長のタラン・ソーニー氏は、多くの組織が海賊版ソフト使用の危険性とその結果を軽視していると述べた。

ソーニー氏は、企業の従業員に対し、会社が海賊版ソフト関連で違法行為を行っていることに

気づいた場合はBSAに通報するよう求めた。

「法律を犯したのは通報者ではなく、その雇用主であり、雇用主は海賊版ソフトを営業上使用することで、自身のみでなく管理職にある人の立場をも危険にさらしていることが強調されねばならない」と同氏は述べた。

ソーニー氏は、報奨金のほかに、BSAは通報者の身元も明かさないと述べた。BSAは、組織内でライセンスのないソフト使用を通報するための通話料フリーの反海賊版ホットライン1-800-887-800を設け、また通報を受けてエンフォースメント活動が成功した事例には、最高で2万RMまでの報償を提供している。

6. 正規ソフト使用への価値観づくりキャンペーン

(*パナマ・デイリー・マレーシアン・ニュース*, 2007年7月24日付)

国内商業・消費者行政省は海賊版ソフト根絶への試みとして、人々の「正規品志向」の価値観醸成のためキャンペーンを開始する。

シャフィー・アブダル大臣は、「Sikap Tulen」キャンペーンは事業者と消費者にこの価値観を受け入れさせるための一連の活動を含むと述べた。

「このキャンペーンを通じ、会社の所有者や取締役会だけでなくもっと広く、できるだけ多くの人々に訴えたいと願っている。我々は知識と情報を最大限の人々に広め、学生にも語りかけるためこのキャンペーンを行う」。大臣はキャンペーンを発進し、キャンペーンロゴを発表した後、記者団に語った。

シャフィー大臣はキャンペーンには6つの要素があり、「Sikap Tulen」プロフェッショナル、「Sikap Tulen」ディレクター、「Sikap Tulen」カンパニー、「Sikap Tulen」ソサイエティー、「Sikap Tulen」ITモール、「Ops Tulen」があると説明した。大臣はまた継続中の「Ops Tulen」エンフォースメント活動で、今年の5月までに15の事件で、81,452件のソフトウェア及び97台のハードウェア200万RM相当を押収したと述べた。

一方、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA) マレーシア委員会のラマ・ティワリ委員長は、ベトナムのソフトの海賊版率は88%で世界最高だと述べた。これに次いで、インドネシア(85%)、中国(82%)、インド(71%)、マレーシア(60%)、韓国(43%)、台湾(41%)だと付け加えた。

7. 海賊版フリーの国家へ

(*Tech & U*, 2007年7月30日付)

マレーシアで営業しているソフト会社は、ソフトの海賊版は依然として大きな問題であり、国内でのビジネスに影響を与えるのみでなく、エコシステムや最終的にはこの産業の経済への貢献にも影響を与えると意見を発表した。

シマンテック社の南アジア地域副社長のエリック・ホー氏は、多くの人が気づいていない事は、海賊版ソフトの有害な影響はソフトの販売業者にだけでなく、はるかに多くの分野に及ぶという点だと指摘した。

「海賊版ソフトは盗みと同じで、価格を引き上げる。盗難のせいで多くの予算が奪われる。その結果、新製品や新発明の研究開発(R&D)への予算が削られる。この犯罪の最終的なツケは消費者に回り、その犠牲となる」とホー氏は述べた。

オートデスクの例では、海賊版ソフトはそのビジネスに影響を与えるだけでなく、経済的に広範囲に、そして市場の他分野へも影響を与える。

アドビシステムSEAの国内ディレクター、レイモンド・リー氏は、海賊行為はソフトウェア会社に悪影響を与える一方、その害はエコシステム全体に及び、国内の販売、流通、小売、消費者を含む

と述べた。

リー氏はアドビ社の見解では、マレーシアの海賊行為のレベルは相変わらずだが、侵害者を罰し、市場を教育するという一貫したアクションが現在とられていることは、海賊版削減のための継続的戦いに向けた正しい方向だと付け加えた。

マイクロソフト・マレーシアの業務推進マネージャー、セリーナ・コンティ氏は、海賊版を語るには根の部分の問題を考慮する必要があると指摘する。

「我々は実際、一般の無関心によって引き起こされたと信じる。海賊行為は犯罪であり、我々が海賊版ソフトを購入するたびに、我々はこの社会悪を蔓延させている。我々は正規でライセンスのあるソフトを使用する事の利益を社会に教育し、人々のすべての生活面で知的財産を尊重するよう指導する必要がある」。

「第2の問題はもちろん取締りである。ソフトの海賊版に対し非常に明快な国内法を実際に適用することで、明らかにこの問題は、見かけよりはずっとチャレンジが必要な問題であることが証明されてきたが、我々はそれにもかかわらず前進しなければならない」と同氏は述べた。

コンティ氏は、マイクロソフト社の立場は海賊版問題に直面する他の多くの組織と違いはないと述べる。これは犯罪であり、データのセキュリティや情報保全を脅かす、深刻な社会悪でもある。

「アジア・太平洋市場は常に海賊版ソフトと戦わねばならず、これを抑えることが政府と業界の利益である。この問題に効果的に対処するために、業界の主要な担い手たちが企業人として、海賊版フリーのマレーシアを作るため、政府の指導と目的に合わせた努力をすることが必須である」とコンティ氏は述べた。

シンガポール

1. IP政策の管理にはデリケートなバランス感が必要

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2007年7月3日付)

知的財産(IP)政策の管理は微妙なバランス感覚が求められる。そして各国は最大の利益を得るために、どのように利用するかを決定しなければならないと、シンガポール知的財産局のLiew Woon Yin 局長は述べた。

Liew局長は、政策立案者は使用者と所有者、規則と振興、国家の発展対国際的規則と期待感のバランスを保たねばならないと述べた。

同局長は国立シンガポール大学(NUS)による、12のアジア諸国から知的財産に携わる32名の政策立案者、研究者、司法関係者のための1週間の研修プログラム開始に当たりスピーチした。

このプログラムはマイクロソフト・シンガポール社の後援で、昨年、アジアの研究者と政策立案者にIPの認識を高め、教育するため、NUSの法学部とマイクロソフトとの間で署名した合意に基づく一活動である。

マイクロソフト社の法務担当副責任者のリッチ・ザウエル氏は昨日、同社は技術革新の研究開発のため60億米ドル以上を支出しており、適切なIP法がない限りこれらの努力は維持できないと述べた。

ザウエル氏はマイクロソフト社が自社の知的財産権の尊重を望む一方、同社もまた他社の権利も尊重し、他社の知的財産権のライセンス取得に14億米ドル以上を使っていると述べた。

同氏はまた、オープンソースのソフトウェア(OSS)と所有権のあるソフトウェアをめぐる論争はどちらがよいかの問題ではなく、両方のモデルが市場の要求を満たすため如何に作用し合うかを問題とすべきだと述べた。

実際、顧客がインストールしているOSS製品とそのサービスが、他製品の提供者のIPを侵害しないという保証が、ますます強く顧客から求められているとザウエル氏は述べた。

2. JETROの調査、IPR保護でシンガポールに高得点

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2007年7月5日付)

シンガポールが知的財産権(IPR)保護で進歩を遂げたことが最近の調査に反映された。調査では対象となった日系87社のうち、わずか17%しか海賊版の被害を受けていないことが判明した。しかも被害の大部分は深刻なものではなかった。

これら日系15社のうちわずか1社の製造流通業者が「深刻な被害を被った」と、シンガポールの日本貿易振興機構(JETRO)による1月と2月の調査で回答している。

調査対象の半数をわずかに超える、50.6%の会社が、「模倣品による被害は全くない」と答えている。回答数の4分の1をわずかに下回る24.1%の会社が、シンガポール以外で被害を受けたと答えた。これは、当地の多くの日系企業が、日本の特許のアジア地域での販売拠点としての機能を持っていることを反映している。

ある会社は「状況は不確かだ。模倣品は存在するように見受けられるが」との回答で、他社は「はっきりしない」と、シンガポールでJETROにより実施された、この種で初となる調査で答えている。

「知識集積型のR&D会社を誘引し、産業の集中度の高さを保つことを国家戦略の柱として、シンガポール政府は知的財産権保護策を強化してきた。そこには改正著作権法の執行も含まれる」

とJETROでは調査結果の概要で述べている。

寺澤義親JETROシンガポール所長は、海賊行為に対する政府の強い対策にもかかわらず、15社が自社の知的財産権の侵害を報告していることに驚いている。

「この調査によれば、ほとんどの侵害品は海外から持ち込まれたと疑われている。」と同所長は記者会見で述べた。また、

「しかし、実際の商品の流通経路はこの初期調査からは明確にならない。JETROでは、実際の状況をさらに把握するため日本企業との話し合いを続ける。」と語る。

しかし寺澤所長は、15社という件数は他国と比べずっと低く、「シンガポールの著作権保護の成果を反映している」とも述べた。

模倣と偽造製品の被害を受けたと報告された15社のうち、12社は商標が侵害されたと述べた。9社が意匠の侵害で、4社が特許、1社が他分野の侵害と答えている。

2社のみが、「シンガポールで模倣品が製造販売されている」、「一部はシンガポールで生産、販売されているが、事実は不明だ」と答えている。しかし、海賊品が当地で製造され、輸出されているとはどの会社も信じてはいないし、疑ってもいない。

侵害を受けた15社のうち6社が、「模倣品が他国からシンガポール国内に持ち込まれ、国内市場で販売されていることは事実だ。」と回答している。他の6社は疑いを持ってはいるが、「事実は不明」と述べている。

2社は、「模倣品が外国からシンガポール国内に持ち込まれ、外国に再輸出されているのは事実だ」と答えている。

3. ファー・イースト・プラザ店、偽物の販売で摘発される

(ストレート・タイムズ紙、シンガポール、2007年7月5日付)

ファー・イースト・プラザ5階の小売専門のアウトレットが偽物の贋品の販売で摘発された。知的財産支部の刑事捜査部による摘発で、30代と40代の3人の男が逮捕された。

ルイ・ヴィトン、グッチ、シャネルのような贋品ブランドの偽の商標を付けた数千個の偽物の時計、ハンドバッグ、財布、末端価格で8万ドル相当が押収された。

ルイ・ヴィトン・グループの現地代理人であるウォング・シュー・ホング弁護士によれば、これらの安価なコピー商品は通常「労働条件が劣悪な中国の工場」で生産されている。時々には密輸入が「手荷物」として商品を持ち込む。他の例では海外のシンジケートの仲間がシンガポール国内の荷物引き取り用の住所充てに郵送する。これらは最高で製造費の4倍もの価格で販売される。

この事件はオーチャード地域で安物コピー商品を販売するシンジケートに対する摘発で、ここ数年で3件目の報告事例だ。

4. シンガポールでオンラインの著作権セミナー開催

(メディア・ブラブ、2007年7月9日付)

世界知的所有権機関は「著作物のオンラインでの合法的配信」と題するセミナーを知的財産局、シンガポール知的財産アカデミーとの共催で、明日シンガポールで開催する。

オンライン著作権ビジネスの主要実践者である、アジア太平洋地域の弁護士、研究者、ビジネスマン、政策立案者がこの急速に変化を遂げる分野に光を当てる。

オンラインビジネスは、例えば、ピアツーピアのファイル・シェアリング、アマチュアビデオ、携帯電話画像、ポッドキャスト、ウィキ(wikis)やブログのようなユーザーが作成したコンテンツのホストとなるソーシャル・ネットワークなどの新手法で、消費者の利用に応えるデジタル技術を使用する。

しかし、著作権の海賊行為はオンラインビジネスの持続を脅かすレベルにまで達している。海賊行為による損害に対し誰が責任を取るかという法的責任問題も発生している。1,000万人のユーザーがピアツーピア・ネットワークにいつでも接続でき、60万本に上る映画が毎日合法的にダウンロード可能である。クリエイティブ産業が急速且つ劇的に変化するビジネス環境に関連した巨大な変化に直面していることは明白だ。

セミナーは、現在の合法的政治的環境で著作権コンテンツをオンラインで配信する機会と挑戦に挑むものだ。

5. 蘇州工業団地のIPRに注目

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2007年7月9日付)

中国とシンガポール政府の共同プロジェクトの象徴的存在である蘇州工業団地の初期段階より、知的財産保護(IPR)の重要性が認識されてきた。グローバル化と知識の拡散により、知的財産権は企業と国家の両方にとり重要な戦力となってきた。同工業団地のIPR総括担当官のリアン・チャン氏は、「蘇州工業団地は中国とシンガポールとの重要な共同プロジェクトであり、その発展の基礎に技術革新を掲げており、引き続き技術革新環境の推進を追及する。」と述べた。

「知的財産権の保護は発明を推進する。急速に成長した蘇州工業団地は、知的財産権保護と外資の導入、発明の奨励と経済社会発展の加速化、これらの間の緊密な関係を認識し始めた。」

技術開発・知的財産権局のチャン副局長は付け加えた。「設立当初の3大主要産業である、集積回路及びオプティカル、メカニカル、エレクトロニクス企業統合は、すべて知的財産の保護を必要とする。」

「知的財産局と知的財産権合同会議が工業団地内に設立され、そこで独自に発明方針を発表した。同工業団地では毎年、知的財産権保護のためのフォーラムとセミナーが開催され、この問題に関する基本法と規則が取上げられる。これは工業団地内の革新的な環境づくりを盛り上げる。」

-国際化した環境-

チャン副局長は付け加えて、「知的財産権に重点を置いたことが国家知的財産局の注意を引き、同工業団地は2006年4月に江蘇省で初の国家知的財産権テスト工業団地として選出された」と述べた。

「テスト工業団地は3年で完成し、国際的な知的財産権環境を作り出す。」この工業団地は国内の開発地域で知的財産権保護センターを設立する最初の団地であり、団地内各企業のIPRの出願、保護、ブランド戦略の実行のための強力なサポートの役割を果たす。

例えば、米国から戻った研究員は国際テクノロジー・パークにバイオテクノロジー企業を設立したが、知的財産権保護センターとの最近の話合いまで、自分の会社がリサーチの結果、30以上の特許を出願できるとは気がつかなかった。

しかしながら、国内特許出願への知識も乏しく、人員も限られているため、会社は出願手続きを進めていなかった。今やこの問題は知的財産権保護センターで解決することができる。そこでは多くのテクノロジー関連企業が必要とするサービスを受けることができる。

6. ナイトバザールで偽造品摘発

(ストレイツ・タイムズ紙、2007年7月14日付)

今週、ナイトバザールの出店で偽造デザイナー商品/スポーツ用品を販売していた容疑で中国人3名とシンガポール人2名が逮捕された。

この水曜日に13時間をかけた全島レベルの捜査で、警察当局は偽造贗品・スポーツウェアを扱う地元の密売シンジケートに所属すると思われる31歳から51歳の容疑者5名を逮捕。

Ang Mo Kio(紅毛橋)地区、北橋通り、人民公園コンプレックスの手入れで、皮革バッグや財布を含む8,500点以上のニセ物ブランド商品が押収された。これは時価にして30万ドル相当に及ぶ。警察は、去る3月に全島の住宅地域に広がるパサーマラム夜市の露天商の情報を得ていた。

地元の密売組織がこれら露店に偽造品を供給していた事を警察は発見した。拘留されている容疑者はさらに詳しい取調べを受ける。またシンガポール人2名は既に取調べ中だ。

犯罪捜査局知的財産権課のシャルメイン・オング主任は「警察は、知的財産権法に対するこのような目に余る違反を容赦しないし、シンガポールにおける海賊行為シンジケート撲滅のために迅速かつ厳重な取締りを続ける」と述べた。

これらニセ商品の所持、販売或いは偽造は、最高10万ドルの罰金或いは最高5年の禁固刑或いはその両方を科せられる。

フィリピン

1. OMB、1億ペソに迫る偽物ディスクを押収 (ビジネス・ワールド、2007年7月13日付)

オプティカル・メディア委員会(OMB)が先月、約1億ペソ相当の光メディア・ディスクとメディア生産設備一式を押収したと貿易産業局(DTI) は発表した。

同局では、貿易長官ピーター・B・ファヴィラ氏に提出されたOMBレポートを引用し、合計で224件の摘発捜査を行い、37万4,000件のメディアディスクと製造設備、9,727万3,000ペソ相当を押収したと発表した。

「国内の無節操な業者による海賊行為はあとを立たず、映画と音楽作品の製作者や実演家の権利を無視し、国家の経済成長の妨げとなっている。」とのファヴィラ長官の弁が引用された。

摘発はマニラ、マカティ、マンダルヨン、ケソン、カローカン、ムチンルパ、ラスピナス、パシグの各市及びリザル、カビテの各地方で行われた。

OMBは5月に193件のエンフォースメント活動を行い、概算で8,574万8,000ペソ相当の光メディア・ディスクとメディア製造設備を押収した。

米国貿易代表部はフィリピンと他の29の貿易相手国を、スペシャル301条レポートの優先監視国から低レベルの監視国に位置づけた。同国は2001年以来優先監視国に位置づけられ、2006年に通常の監視国に移された。

OMBはDTI、内務地方自治局、財務局からの職権上の委員4名、知的財産局長又はその正規な代理人、さらに大統領により指名された5人の常任委員から構成される。

2. IPフィリピン、ビジュアルアート初の徴収団体設立に向けワークショップ開催 (Hechanova Bugay & Vilchez 法律事務所、2007年7月20日付)

フィリピン知的財産局(IPフィリピン)は著作権協会国際連合(CISAC)との協力で、最近、インターコンチネンタル・マニラのバヒア・ファンクショナルルームにて「フィリピンでのビジュアルアートの徴収管理セミナー・ワークショップ」を開催した。フィリピンの参加者は画家、彫刻家、写真家、イラストレーターなどのビジュアルアーティストとイメージバンクの所有者、それとイベントに参加した観客から成り立っていた。

「今年の戦略的ゴールの1つは我々の「著作権サポートサービス」を組織化することで、ちょうどFILSCAPが音楽家のためにしているような、芸術家の著作権料徴収を管理する徴収団体の結成を助けることだ」とIPフィリピン長官のアドリアン・S・クリストバル・Jr.氏は述べた。

著作権は絵画から文学、出版、レコーディング、映画、放送メディア、印刷メディア、その他多くのクリエイティブな産業を支配する。ワークショップはビジュアルアート社会に特徴的な問題に取り組む。

ワークショップでは、アーティストであり法律家であるニコラス・ピチャイ弁護士はビジュアルアートの基本的著作権について論じた。「この問題は著作権についての幾つかの誤解に光を当てることができる。一例として、著作権を証明するためには、政府機関に出向き申請し証明書を得なければならないと考える人がいる。これは間違いであり、オリジナルな芸術的、文学的作品は創造された時点から保護を受けるとクリストバル氏は述べた。

クリストバル氏は、国立図書館と最高裁判所図書館に著作物を登録し、そのコピーを寄贈するのは国立図書館と最高裁判所図書館の記録として、そして必要が生じた場合には証拠として用い

るためだと付け加えた。これを著作権取得の方法と見てはならない。

3. 反海賊版グループ、14億ペソを押収 (マニラ・スタンダード、2007年7月20日付)

政府は今年の上半期で総額13億9,000万ペソ相当の海賊品を押収し、昨年13億5,000万ペソを上回った。

「この数字は摘発を成功させるための重要な情報を参加団体の間で共有するという、組織間の連携の強化の成果だ」とIPフィリピン長官のアドリアン・S・クリストバル弁護士は述べた。

2005年に総額15億ペソの偽造商品が様々なエンフォースメント機関により押収された。多数の政府機関を総括する知的財産権国家委員会(NCIPR)は、2005年の設立以来、40億ペソ相当額に迫る海賊商品を押収した。

IPフィリピンはこのNCIPR内の各組織間のコーディネーターを務める。エンフォースメント組織は、税関局、国家捜査局(NBI)、オブティカル・メディア委員会(OMB)、国家警察(PNP)を含む。

NCIPRのメンバーには法務局、国家図書開発委員会、国立テレコミュニケーション・コミッション、最高裁判所が含まれる。NCIPRのエンフォースメント機関はこれまでのところ、262枚の捜索令状により合計で870件の査察を行った。これらの機関は10回の捜索で押収と拘留令状を発行することに成功した。

税関は今年度これまで4億5,800万ペソ相当の商品を押収し、今年度も各機関の中で最大の功績を挙げている。2006年には税関は7億2,300万ペソ相当、年間全押収額13億5,000万ペソの53.56%となる押収額を挙げた。OMBは2007年に4億4,300万ペソ相当の海賊版ディスクを押収した。PNPは3億4,000万相当の海賊商品を押収し、86人を逮捕し、9件の事件を処理した。

一方、NBIは法務局の協力を得て1億5,300万ペソ相当の偽物を押収し、110件の事件を処理した。

「これらすべての努力は知的財産権の地位向上という大統領の命令に従ったもので、これにより知識の普及を図り、国内の英知や創造性を開発し、同時により多くの外国の投資家が彼らの強力な資質をフィリピン市場に注ぐことを促すものである」とクリストバル氏は述べた。

4. NBI、海賊版アニメ本を含む模倣DVD、VCDラベル用印刷プレス機を摘発 (フィリピン・ニュース・エージェンシー、2007年7月28日付)

国家捜査局(NBI)の捜査員は、マラボン市で、海賊版コンパクト・ディスク(CD)、デジタル・バーサタイル・ディスク(DVD)、アニメを含む海賊版のラベル印刷を行っているという通報があった印刷用プレス機の抜き打ち捜査を行った。

この捜査により、5台のコンピューターと海賊版CD及びDVD50万ペソ相当のラベル3袋が押収された。

首都圏(NCR)NBIのチーフであり、ルエル・ラサラ地域担当の部長は、摘発チームはマラボン地方裁判所(RTC)第74支部のレオナルド・レオナード判事が発行した捜査令状を携行し、金曜日の朝、マラボン市ツガトグ、ロック通り、ピラーコーナー92 MH del に所在するJMNS プリンティングの敷地を摘発した。

NBI-NCR高官のRommel Vallejo弁護士によれば、この印刷用プレス機は、海賊版CD及びDVDのラベルをマニラのキアポ、グリーンヒルズ、サンファンのお店に提供する主な供給源と報告されている。摘発の際に印刷用プレス機の場所にいた、この所有者でジェネラルマネジャーと言われているVicente Ipkim Wok は逮捕されなかった。

我々の捜査令状には同場所の所有者としてホセ・チュイの名前が挙げられていた。それゆえ

Wok を逮捕しなかったとVallejo弁護士は述べ、NBI-NCRではWok容疑者に対して該当する妥当な刑を検討していると述べた。

Vallejo弁護士は大型の印刷装置は施設内にそのまま残されている。その理由は敷地に設置され、そのまま持ち運ぶことができなかつたからだと述べた。

このNBI-NCR高官は摘発チームは海賊版CD及びDVDのラベルのみを押収し、正規の映画のラベルは押収しなかったと付け加えた。

捜査令状は海賊版CD及びDVDのみを、大統領布告第969号により改正された改正刑法典第201条に違反した、不適切な教義、出版、展示の罪で押収した。

Vallejo弁護士は不適切な出版の侵害で捜査令状を申請し、知的財産権の侵害では申請しなかったので、他のレベルは押収しなかったと理由を述べた。

5. フィリピンでの商標登録加速化

(フィリピン・デイリー・インクワイラー、2007年7月30日付)

知的財産局への商標登録は、同局が出願プロセスの短縮化を更に進める施策を打ち出したことにより増加傾向が続くと予想されている。

アドリアン・S. クリストバル・Jr. IPフィリピン長官はインタビューで、商標登録件数は2005年の10,475件から2006年の13,263件まで、21%増加したと述べた。

「今日まで、年の半ばだが、我々は既に9,936 件の商標登録を認めた。」とクリストバル長官は述べた。「今年も高い伸びが見込める年となるという自信がある。なぜなら年度の初めに主に集中する事業名の登録と違い、商標登録には季節的要因がないからだ」と長官は付け加えた。

クリストバル長官は商標について語り、実際に、他のものと識別する4つの種類のマーク、商品(商標)、サービス(サービスマーク)、企業(社名)、ウェブサイト(インターネット・ドメイン名)について触れた。

2003年から今日まで、IPフィリピンは43,457件の商標を登録した。これらの中で 34.2%にあたる14,873件は国内出願であり、21%がアメリカ企業、7%が日本、5%がスイス、4%がドイツからの出願である。

「出願から登録までの手続き期間はかつては4年ほどかかり、これは企業の所有者にとって商標保護の意気をそぐものだった」と長官は述べた。

クリストバル長官は企業が侵害に対し苦情を述べ、法的措置に訴えるケースが多かった。「しかし、そのような場合でも商標が登録されていないため立場が弱かった」と述べた。

クリストバル長官は、IPフィリピンは今では商標出願の全プロセスを6ヶ月で終了すると説明した。同局は2005年には手続きの所要期間を4年から2年に短縮し、2006年には12-15ヶ月に短縮が可能となった。

6. アロヨ大統領、医薬品価格引下げを目指す法案可決

(アジア・パルス、2007年7月31日付)

マー・ロクサス上院議員は、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領が薬価低減法案を支持し、第14国会で可決したいという意思を表明したことを歓迎した。

「私はSONA (施政方針演説)でこの法案に対し大統領がコメントしたことを歓迎するし、国会議員が法案を迅速に可決することを望む。我々はこれを現実のものとする法案の通過を確実にするため、保健及び経済の専門家、また市民団体を含め、あらゆる手段を使いたい」と同議員は述べ、両院とも検討作業に入り、法案通過を期すべきだと述べた。

ロクサス上院議員はこの法案を再提案する。法案は第13回国会の上院で、上院第101号法案と

して第3読会で承認された。この法案は行政部と下院の支持を受けているので、法案の可決への障害は何もないと議員は述べた。

同議員はまた、今とるべき最良の策は、提案者と関係者と専門家の間でオープンで真摯な論議が交わされることだと述べた。

「専門家と、時の経過にも耐えうる良法の実現を待ち望んでいる支持者が、オープンな議論をし、これまで提案された幾つかの法案の利点と差異につき、あらゆる討論をすることが最も正しくかつ合理的な行為だ」と議員は述べた。

さらに議員は保健省がこの問題でもっと積極的になるよう求めた。特に同省はこの提案されている施策を実行する所管となるからだ。

ロクサス上院議員が提案した上院第101号法案は、第13回国会で大統領により緊急性を要する法案として認められ、上院が第3読会で承認したのと同じバージョンである。残念ながら下院は定足数に満たずにこのバージョンの法案の承認はできなかった。

法案は広く官民の支持を受けている。支持団体には、広範な関係者連合であるAyos na Gamot sa Abot-Kayang Presyo (AGAP)、Cut the Cost, Cut the Pain Network (3CPNet)、保健省とその附属機関、通商産業省、知的財産局、フィリピン製薬業協会、国内のジェネリック製品製造者、世界保健機関やオックスファム(OXFAM) インターナショナルのような国際機関や、他の様々な関係団体や非政府機関を含む。

上院第101号法案は知的財産法にある制限を緩和し、他国からの同一であるが価格がずっと安い薬品の並行輸入を認める。この法案はまたジェネリック薬製造業者が、特許の消滅以前に、薬の研究、製造、登録を認めるものである。

この法案はまた、特許所有者が、特許薬の新使用法の発見等の説得力を欠く理由で特許を延長することを防ぐものでもある。最後に、法案は国民の健康が危機に瀕した際には政府に特許の使用に対する裁量権を与えるものだ。

インドネシア

1. WIPO会議でインドネシアが議長に

(ジャカルタ・ポスト紙、2007年7月21日付)

ジュネーブにある国連及び国際機関のインドネシア常任副代表であるアイ・グスティ・アゲン・ワサカ・ブージャー氏が、最近開催された世界知的所有権機関(WIPO)の遺伝的資源に関する第11回会議で議長を務めた。

この会議は、7月3日から12日までジュネーブで開かれた。

この会議の目的は、遺伝的資源、伝統的知識、民間伝承の知的財産を保護する国際的な規準と規則を定める事であった。

この会議中、インドネシア代表団は、遺伝的・伝統的知識の権利を保護する上で、法的に拘束する規則を求める決議を含めたアジア・アフリカ諸国の熱望を強調した。

2. マストロト社、特許問題で打撃

(ジャカルタ・ポスト紙、2007年7月30日付)

イタリアの有名皮革ブランドGruppo Mastroto社は、地元会社が商標名を先に登録していた事から、インドネシアにおける同社製品の販売が不可能となった。

「警察当局はMastroto社の倉庫を閉鎖した。知的財産権侵害となる事から同社はインドネシアでの製品販売が認められないのだ」とインドネシア・フットウェア協会会長エディ・ウィチャナルコ氏は説明する。

同氏によれば、このイタリア系会社は、その名前を国際ブランド名として数十年の間、使用してきた。同社の皮革製品は広くソファや座席に利用されているという。

「インドネシアでは、このような事はしばしば起きる。本当の著名ブランド所有主が自分の名前をインドネシアでは使用できない。というのも地元の会社が先に商標取得したからだ。わが国の法律はこの種の出来事を容認するのだ」と同氏は語った。

Gruppo Mastroto社の支社であるPT Mastrotoインドネシア社のスプラウト・スワルディ社長は、このトラブルからフットウェア向け皮革製品の増産計画をあきらめ、ソファ・座席用皮革製造のみに集中するという。

産業省のアンシャリ・ブカーリ氏によると、政府はこの件に注目して「この問題に対する解決策を見つけない。知的財産権局局長と話し合う予定だ」という。

ベトナム

1. スイスが知的財産権擁護を支援

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブリティン、2007年7月17日付)

2007-2010年度の知的財産権に関する合同プログラム推進のため、スイス政府は百万米ドルをベトナムに投下する。

これは、去る7月16日にハノイでベトナム側ホアン・ヴァン・フォン科学技術大臣とスイス側ドリス・ルタール経済大臣の間で結ばれた合意協定に基くものだ。このプログラムは、ベトナム知的財産権局とスイス知的財産権連邦研究所によって2001年から実施されている計画の第2段階にあたる。なお2001-2006年度の第1段階は、ベトナムの世界貿易機関への加盟条件を満たすための知的財産の法的枠組み作りを主に取り上げた。

このプログラムの下で、スイス政府はベトナムを援助し、知的財産権のエンフォースメント機関の職能強化、知的財産に関する大学教育のスピードアップ、伝統的知識保護のための制度作りを目指す。

スイスは、持続的な経済進展を介して東南アジア諸国の貧困問題を解決する努力の一環として、1993年からベトナムに対して財政的援助を実施してきた。

2. 不法出版と対決する省庁の法律草案

(タイ・ニュース・サービス、2007年7月18日付)

公共安全省と文化・情報省は、不法出版との対決を支援する草案を共同で進める。法律に対する侵害者を抑制する制裁が甘すぎる事から、不法出版は、ここ数年来、出版業界で増える一方の深刻な問題となっていた。出版法、知的財産権法などの法律に違反し、さらに税金をも回避した不法出版物が多く出まわっているのだ。

政府関係者によると、現在、最も厳しい罰金は3千万ドンで、不法出版物による莫大な利益により、罰金などは簡単に帳消しできる犯罪者を阻止するには、これでは不十分だ。先進国における制裁は、一般的にもっと厳しいものだと言っている。

今月初め、ヴィン・ブック地方で開催された不法出版物対策会議で警察代表が語ったところによると、当局にとって違反者摘発は難しい事ではないという。

文化査察官、市場監視チームさらに政府及び地方自治体が協力し合って定期的な抜き打ち捜査を実施する事が有効な方法だと同会議の席上、各代表は同意しあった。しかし実行に際して各機関同士の責任の所在を懸念する者が多かった。

文化・情報省のグ・スアン・タン査察官は、不法印刷を扱う人物の名前を公表するためにマスメディアの協力が不可欠だと主張する。

不法な印刷業者及び出版者に対して公共の圧力をかけるために彼らの名前を公表する必要があるとタン氏は語る。

グエン・キエム出版局局長は、不法出版行為は益々巧妙な手口になっているので、一つの手段や単独の機関だけでは問題に対処できない。不法行為を阻止するには関係諸機関の協力が必要だという。

3. 新しい知的財産権政策に着手

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブリティン、2007年7月26日付)

ベトナム国内における知的財産権の奨励及び保護を推進するために、この7月26日、知的財産権局は新しい16つの政策を打ち出した。新しいメカニズムの趣旨は、商標保護法に違反する者を阻止し、知的財産権保護の効用そして悪用による弊害を一般に理解させる意識向上を図る事にある。

トゥルオン・タン技術投資・開発公社が「商標の奨励」プログラムの施行を、また貿易大学は「製品ブランドの樹立と奨励」をそれぞれ担当する。ベトナム技術革新支援基金は「工業所有権に関する情報キャンペーン」と題する一般人の意識向上キャンペーンを展開し、さらに科学・技術省南部代表事務所は「知的財産に関する運営モデルの創造」プロジェクトを扱う。

残る2つの政策は、ベトナムを代表する農作物に係わるものだ。バック・ギアン地方のライチとブートー地方のザボンに、科学・技術省が着手した果物のユニークなブランドを作り上げるといった野心的な計画の恩恵を受ける事になる。

これらの新しい施策は、ベトナム政府の2005-2010年度の知的財産権への支援とエンフォースメントに対する幅広い努力の一環である。

4. INVESTIP工業所有権合同証券会社の開始 (タイ・ニュース・サービス、2007年7月30日付)

この7月26日にハノイで、INVESTIP工業所有権合同証券会社は、国内及び外国の投資家を支援し、貿易ビジネスとその知的製品擁護を図る事業に着手した。

INVESTIPは、ベトナムを代表するコンサルタント及び知的財産サービスを専門とする会社だ。1998年の設立から徐々に発展し、ベトナムにおける一大知的財産ビジネス企業に成長した。現在は、アジア弁理士協会(APAA)、国際商標協会(INTA)、アセアン知的財産協会(ASEAN-IPA)、国際知的財産保護協会(AIPPI)の会員だ。

さらにINVESTIPは知的財産権保護事業に加えて、投資、貿易、技術、環境及び情報に関するコンサルタント・サービスを実施している。

5. 知的財産の保護 統合過程の重要な役目 (タイ・ニュース・サービス、2007年7月31日付)

発明、図案、商標に関する知的財産権を十分にまた適切に保護する事は、研究・創造活動を推進する上で重要な役割を果たし、健全な競争を奨励し、外国資本を誘致し、社会・経済開発の新鮮な刺激となるものだ。

科学・技術省に属する知的財産局は、7月28日に創設25周年記念を祝い、その際、ホアン・ヴァン・フォン科学・技術大臣の臨席をえて、第二級労働勲章が授与された。

創設25年来、知的財産局は知的財産に関する法律の制定と改善に大きく貢献し、国家開発に対する要求事項、国際的規準に対応してきた。またこの間に同局は、万単位の工業所有権登録を手がけ、国内、外国の個人或いは法人に対して知的財産を認可してきた。

同局は、国際協力、多国間或いは二国間の貿易協定交渉に積極的に取り組み、ベトナムの国際社会への統合を成功させ、知的財産権に関する情報システムを開発し、知的財産権を社会化し、これに関する一般国民の認識を高めるべく関係団体と協力して活躍している。

この式典の機会にフォン大臣は、ベトナムは国家の開発及び国際社会への統合における知的財産権の意義と必要性をよりよく認識していると発言。発明、図案、商標に対する知的財産権を十分にまた適切に保護する事は、研究・創造活動を推進する上で重要な役割を果たし、健全な競争を奨励し、外国資本を誘致し、技術を移転し、社会・経済開発の新鮮な刺激となると説明する。

しかしベトナムが世界貿易機関(WTO)に加盟した後、同局に任される任務は、極めて挑戦的

なものだ。ベトナムの知的財産活動によって国家経済の競争力向上を助ける一方で、国際的統合プロセスにおいて知的財産権の多国間或いは二国間の誓いを効果的に実行することを保証する。

この目的達成のために同局は、知的財産に係わる関係団体と緊密な関係を維持して、法的制度を整備し、工業所有権の登録手続きの質と迅速さを保証し、知的財産権保護を扱うスタッフの専門的訓練を充実させる必要がある。

インド

1. 偽造部品、ニセ化粧品を押収

(タイムズ・オブ・インド、2007年7月8日付)

7月4日にアーメダバード市内の各所で実施された手入力で、ガイクワード・ハーヴェーリー地区の警察署犯罪取締り課は、偽造自動車部品及び国際的な有名ブランドのニセ化粧品を多数押収した。

知的財産権エンフォースー(EIPR)のスリヤカン・カラート氏からの苦情を受けて、当局係官が6ヶ所の手入れをした。押収された品物の中には、ルーカス社及びミーコ社の偽造自動車部品やニセ化粧品多数が含まれていた。

M D ウパダヤ副警部(犯罪取締り課)は「6名の容疑者はいずれも法廷に送られ、司法拘留で土曜日に送検される」と語った。押収品の中にはミーコ社自動車偽造部品413点、4万8,836ルピー相当、ルーカス社製自動車偽造部品263点、2万2,431ルピー相当が含まれている。

カルプール警察の係官はEIPRの支援を得てアーメダバード市内の他の5ヶ所でも手入れを実施した。そしてレインボー・セレクション社のヒラブハイ・ティクバニ容疑者、カラン・エンタープライズ社のシャープハイ・シャー容疑者、リリート・ノヴェルティ社のサンジャイ・テークワニ氏、SVエンタープライズ社のミテーシュ・バヴァサル容疑者そしてラジェシュ・トレーダース社のヴィジャイ・ナンダ容疑者を逮捕し、国際的ブランドのニセ化粧品が多数押収された。

2. インド・パキスタンのコメ外交まだ実を結ばず

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2007年7月10日付)

バスマティ米の主な生産国であるインド・パキスタン両国は、この米の品種の知的財産権を擁護するため国際的な法論争で、長年の差異を乗り越えて協力しあう事になるという。

この動きは、両国間の相互貿易の拡大・推進を目的とする幅広い経済外交の一環だ。インド側はパキスタンに対してインド製品の輸入増大を要求し、パキスタン側は、インドに対してパキスタン系銀行のインド国内各地における支店設置を求める。

その他の課題の多くはいまのところまだ審議中であるが、昨年、珍しく合意に至った両国間の協定に基づいて、バスマティ米の知的財産権侵害を防ぐための方策を検討する事になる。

これは、1997年にアメリカ系某会社がバスマティ米の特許化を試みた事に対するインド・パキスタン側の応戦である。インドはバスマティ米を年間約百万トン生産し、その三分の二が輸出向けとなり、一方、パキスタンは約80万トンを外国に輸出している。

しかしこれは両国の間の違いを軽視するものではない。両国の間には、どちらの国が実際にバスマティ米の権利を持っているかで深刻な差異が存在する。

知的所有権貿易関連の側面に関する協定に従う地理的表示(GI)法の下で、インドだけがバスマティ米の登録をすることができるとインドの専門家は考えている。というのは、バスマティ米が、東北インドのウタール・プラデッシュ州デヘラドゥーン地方の原産で、その後、パキスタン、パンジャブ地方でも栽培されるようになったものだからだ。

去る6月、インドはスーパー・バスマティ米と称する新種を開発したと発表した。インドのパンジャブ農業大学によると、パキスタンからインドに導入されたタネを純化しさらに改良し、新たにスーパー品種を開発したという。しかしパキスタンの政府関係者や精米販売業者によると、インドがヨーロッパでスーパー・バスマティ米の販売を展開したために、パキスタンからの同じスーパーブランド米

のヨーロッパ向け輸出は、押さえ込まれた形だと説明する。

インド政府のジャイラム・ラメッシュ商業大臣は、インドとパキスタンが共同でヨーロッパ及び米国におけるバスマティ米の地理的表示の登録を実施するだろうとポジティブな発言をする。同氏によればインドは単独で登録しないだろう、というもバスマティ米はパキスタンでも栽培されているからだ。ラメッシュ大臣は、インド政府はバスマティ米の知的財産権をパキスタン政府と共同で所有するだろうという。

商標は、その所有主である個人或いは会社に対して知的財産権を与え、ある地域コミュニティによって所有される製品に対しては、GIが保証される。TRIPS条項は、地理的表示を「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」と定義している。

インド・パキスタン間の合意は、フランスのシャンペンやスコットランドのスコッチ・ウイスキーと同じようにバスマティ米に対する独占的権利をインドとパキスタンにのみ与えるものだ。

こうした背景から、バスマティ米の栽培をインド・パキスタン両国共通の伝統的英知として容認しあった上で、今年の4月から両国はバスマティ米に関する共同マーケティング戦略の調整を開始した。5月にはインド側はコメ外交をスピードアップ。同政府のカマル・ナート商業・産業大臣は、バスマティ米に関するGI共同登録申請に向けて、パキスタンに対しスピードアップを図るように要請した。

同大臣はパキスタン側に対して、インドがGI登録の準備のため共同の実務チームのメンバーを選任したが、パキスタンは同様な対応もとっていないし、国内には不可欠なGI法も制定していないと主張した。

この事から分かるように両国間の鳴り物入りコメ外交は、いまだに実を結んでいないと言えない。バイオ海賊行為を早急に防止しないとどちらも損をするとお互いに理解する必要があるだろう。

3. 特許審判部、ノバルティス側の異議を留保 (ビジネス・スタンダード、2007年7月11日付)

インド特許審判部(IPAB)は、前インド特許意匠商標総局チャンドラセカラン氏の審判部技術担当官就任に対するノバルティス側の異議を留保する判断を示した。ノバルティス側は、抗ガン薬グリベックに対する特許出願を拒絶したインド特許庁の判断に対し、不服申立てをしている。

また、このスイス大手医薬品会社は、同社によって提出されたグリベック特許出願が拒絶された当時の特許局総局長が、現在のIPABの構成員であることに対する異議も申し立てていた。

チャンドラセカラン氏は、特許局を定年退職したことから、数ヶ月前にIPABに指名された。

ノバルティス側を代理しているシャンティ・ブフサン、ハビブラ・バシャ顧問弁護士によれば、特許審判部が、チャンドラセカラン氏に加えてもう一人の技術担当官を任命するか、他の人物を任命するように政府に対して要請しているとのことである。現行の特許法では、唯一の司法担当官、唯一の技術担当官しか認めていない。

審判部及び特許局総局長側を代表して、VTゴパラン副法務官は、チャンドラセカラン氏のIPAB技術担当官としての任命を支持する旨を法廷で表明した。

同氏は、ノバルティスの訴えが上訴法廷に移された時に、その異議を表明すべきだったと述べ、そうしなかった以上、今の段階でこの件を取上げる権利はないと主張する。法的判断が一旦下されると、上訴法廷は他の人物を任命することなく、審理を開始しなければならないと論じた。

チェンナイ特許支局が医薬品グリベック特許出願を拒絶した事件をIPABに移管するというマドラス高等裁判所の判断に従って、IPABは特許に関する訴えの審理を開始することになる。

4. インドは知的財産の創造者たるべし

(インド・エーシアン・ニュース・サービス、2007年7月20日付)

インド市場におけるブランド商品の洪水の中で、これらを単に利用するだけでなく、インド自らが知的財産の創造者となる時が来たとカマル・ラット商業・産業大臣は語る。

「インドは単なる知的財産の利用者でなく、知的財産の創造者であるべし」とカマル・ナート大臣は、特許・商標登録のための出願オンライン・サービスが開始された式典で述べた。このサービスでは、希望者はインターネットを使って特許出願をすることができる。また、料金支払いも、認められた銀行の支払いゲートウェイを利用することにより可能であるという。

「インド・ブランドが世界中で認められる時が来た。電子出願は、われわれの知的財産を完全な透明性を持つ現代的な構造に作り上げる上で重要なステップだ」と同大臣は強調する。

「インドはまた、商標登録に関するマドリッド協定に加盟するための最終段階にあり、必要とされる商標法の改正法案が次の国会に提出される」と付言した。

「インドがマドリッド協定に加盟すると、インド系企業は、その商標を一度出願するだけで加盟諸国全部に登録できるようになる。」

電子出願サービスは、現在のところ、米国、欧州特許庁、日本、韓国、中国など世界十数カ国で提供している。

5. 特許・商標のE 出願サービス実施

(経済タイムス、2007年7月21日付)

インド政府は、製品或いは商業上のシンボルの独占的権利を保証するプロセスをスピードアップするために特許・商標登録のE 出願サービスを開始した。

「出願者は、インターネットを介して、世界中のどこからでも何時でも自由に特許・商標登録出願をする事ができる。支払いも、認められた銀行の支払いゲートウェイを利用する事ができる。こうして時間とお金を節約し、出向く事務所で大騒ぎしなくて済む」とカマル・ラット商業・産業大臣は語る。

昨年は、インド国内で29,000件の特許出願があり、うち8,000件が特許を付与された。ドゥア氏によると、1999 2000年度の出願件数が5,000件に満たなかった時代と比較して、今日、インドの特許件数は、600%以上のアップだという。

E 出願とオンライン・プロセスのモジュールは、国家情報センターによって開発されたもので、支払いゲートウェイは、インド国立銀行が提供するものだ。

ドゥア氏によると、インド政府は15億3千万ルピーを投じたプログラムで国内の知的財産事務所のインフラ近代化に取り組んでいる。この資金は、大都市圏の4ヶ所に事務所を新設する費用としても使用されるという。

6. 米国の特許動向に国内企業が注目

(経済タイムス、2007年7月24日付)

薬品の最大市場である米国で、販売ナンバーワンの多国籍ブランドに独占を許している特許の存在を攻撃する、新しく安価なチャンスを提供する事になるかもしれない重大な法案が、アメリカの国会で可決されようとしている。

昨週、この法案は下院・上院の司法委員会を通過した。これは、利害関係者に法廷外で特許

の取り消しを可能にし、従来の米国の特許制度を一掃する事になるものだ。このためには、利害関係者は、特許が交付された後に米国特許商標局 (USPTO) に請求すればよい。

「この特許に関する改正は、しばしば特許を持たず、また弱い特許のせいで米国市場から締め出されてきたインド系製薬会社には有利だ」と、米国にベースを持つ知的財産法律事務所 Darby & Darby PC のワシントン事務所長のライ・Sデーヴ博士は説明する。

特許の取り消しを求める請求は2つの方法がある。第1番目の方法は、特許が登録或いは再登録されてから12ヶ月以内だ。第2番目の方法は、特許請求項の持続的存在が請求者に重大な経済的損害を与え、そして特許権者から侵害を非難する通知を受け取っている場合に使用できると、ET(本紙)アンケートに答えてライ・Sデーヴ博士は話す。これは僅かなコストで特許の存在期間中いつでも異議申し立てを可能にする。

「この規定は、発明の明白性を簡単に示すので、現存する多くの米国特許は存続の危機にさらされる。特許の無効化を求める事は、インドのジェネリック版製造会社が米国で採用する特許戦略の一環となるかもしれない。各企業はこの規定を適用するか、或いは既成の訴訟プロセスを踏むか、或いは場合によっては両方を利用するかは、法的アドバイスに従ってそれぞれの場合に応じて対応すればよい」とインド製薬同盟事務長DGシャー氏は語る。現在、特許薬のジェネリック版の販売許可を申請中であり、発明者はこの申請者に対し訴訟を起こしている。

特許局を動かし特許の取り消しをさせることと、市場承認の申請をして訴訟を起こされる危険を犯すことの間には幾つかの大きな相違が存在する。もし特許が特許局によって無効にされた場合、製薬市場はすべてのジェネリック版製薬会社に対して解放されるのに対して、後者の場合は、申請に成功した製薬会社のみ6ヶ月の市場独占が認められる。申請に成功した最初の製薬会社にのみ6ヶ月の独占が許されるため、他の会社は特許局の判断を待たないかもしれない。

「この規定は慎重に利用される必要がある」とRANBAXY社の法人業務&グローバル・コーポレート・コミュニケーション担当のラメッシュLアディゲ氏は述べる。「特許局に取り消しを訴えるために申請者が拠り所とする書類と議論は、現行法では、法廷では拠り所とはならない。それゆえ、特許局で負けた場合には、どこか他の場所を見つけ、新たに特許に対して挑戦する必要がある」と同氏は本紙に対して答える。

いずれにしろこの改革は下院及び上院全体の票決を待つ必要があると同氏は付言する。またボンベイに拠点を置くマジムダール法律事務所のアヌープ・ナラヤナン氏は、この改革は特許に対する適切な挑戦的戦略を採用する際に柔軟性と自由を与える事になると語る。

アラブ首長国連邦

不法ソフト販売業者対策キャンペーン (アジア・パルス、2007年7月2日付)

反海賊行為合同摘発活動として今月、シャルジャで執行された数回にわたる手入力で、3名の不法販売業者が逮捕され、各種偽造品が押収された。この手入力は、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)のメンバーであるマイクロソフト社の率先で執行されたものだ。反海賊行為捜査官と首長国連邦当局から構成される混合チームは、この抜打ち捜査で100点に及ぶCDセットと不法ソフトをダウンロードしたPC3台を押収した。

ドバイ政庁検閲局ジュマ・アル・リーム局長は「不法分子の氾濫を防ぐ唯一の手段は力による強行だ。われわれの努力は、本物だけを扱う業者からソフトを購入するように消費者に勧める事にもなり、さもないとこれらの犯罪者を支援するに等しいと教える事になる。不法ソフトに邪魔されないソフト産業を維持する事により、外国投資を奨励し、結果的には経済的に新しい富を産む事になる」と語る。

安全で合法的なデジタル世界を促進するソフト産業界によって組織された国際的団体であるBSAは、最近、同国の経済省とこの地域で最初の経済的協定と評価される覚書(MoU)に調印した。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス・中東のジャワッド・アル・レダ委員長代理は「サイバー犯罪組織に対して、彼らを見つけ出して排除するという手厳しいメッセージを送る戦略的イニシアチブを維持する事が重要である。政府当局と民間組織との協力関係は、すばらしい成果を生み出してきた。また他のビジネスが、この地域における不法業者に関する各種情報を我々に提供してくれることで、我々のキャンペーンに参加する事にもなる」と語る。

レバノン

1. レバノン、100,000点の海賊版CD、DVDを破壊

(デイリー・スター、2007年7月6日付)

レバノン政府当局は、10万点に及ぶ海賊版CDとDVD3百万米ドル相当を破壊処分した。警察関係者によると、知的財産権違反に対する取締りは、手を緩めることなく続行されるという。アレイ役所広場近くで警察当局とソフト会社からの代表の監視の下で、役所職員が小型ブルドーザーと蒸気ローラーを利用して海賊版CDを処分した。

政府関係者によると、偽造CD、DVDに対する今回の処分は、レバノン史上最大のものであったという。

中東でトップクラスの著作権侵害国とされるレバノンは、ソフト関係の会社や欧米諸国から強まる圧力を受け海賊行為と対決する事を迫られている。

警察当局高官がデイリー・スター紙に語ったところによると、海賊版CDの製造と販売に係わった容疑者60人が逮捕されたという。

匿名が条件で、同高官は、押収された海賊版CDの破壊処分は、コンピューター海賊行為との戦いに勝った事を意味しない、そして「海賊版CD及びその他の知的財産権に対する侵害をレバノンが克服するにはまだまだ長い道程がある。しかし、違反者をどこまでも徹底的に追跡していく」と語った。

当局は海賊版CD、DVDの模倣製造機械も押収したと同氏は付言した。

ソフト業界の団体代表は、政府の行動を賞賛する。「海賊行為率を低減させ、ソフトウェア、音楽、映画を含む海賊版製品の使用と販売を制限する事は、国家の経済的、文化的、教育的発展に重要な役割を演じるものだ」とビジネス・ソフトウェア・アライアンス地中海東部地区スポークスマン、アリー・ハラケ氏は話す。

またBSA、ベイルート/マウント・レバノン商工会議所と知的財産権委員会、その他の国家及び国際組織が、地場ビジネス関係者と消費者を対象に知的財産権に関連する法律及びその履行についての啓蒙計画を開始したと同氏は付け加えた。これには国際レコード産業連盟、映画協会、種々の法執行機関などが関わる。

「発明家・創造家の誕生の地としてのレバノンの名声は、性急な利益を求める個人や会社によって色褪せてしまった。レバノン政府は蔓延する海賊行為をもはや容認する事はできない。従ってソフト、音楽、映画の海賊版に対する取締りを続行する」と同氏は語る。

不法CD・DVD製造者が多量の海賊版製品を外国に密輸していると同氏は指摘する。

BSAの計算によると、2006年のレバノンにおけるコンピューター海賊行為率は73%で、損害総額は3,900万米ドルであった。

政府は、レバノンの世界貿易機関(WTO)加盟チャンスが高めるために知的財産権に対する侵害取締りのスピードアップを強化する必要がある。先月、サミ・ハダッド経済・貿易大臣が知的財産権のエンフォースメントは、WTO加盟への条件の1つであると語ったばかりだ。

部内者によると、不法業者の手入れには、国内のあらゆる関係分野に対して政治的意思を押し通す必要があると語っている。

2. 海賊行為がレバノン人の生計を破壊

(デイリー・スター紙、2007年7月31日付)

レバノンにおける海賊行為の問題と知的財産権(IPR)の現況は、技術発明の保護と国際貿易

に反すると、米国国際開発局 (USAID) 主催のワークショップ参加者は警告する。

「海賊行為が、レバノン人の生計を破壊している」、「彼らは家賃も払えない、子供も養えない。海賊行為に未来はない」とアメリカ人弁護士でワシントンにあるジョージ・ワシントン法科大学の知的財産問題講師、ラルフ・オーマン氏は言う。

さらにレバノン人弁護士ワリッド・ナセル氏は、国内に存在する約650-700本の海賊版ケーブルが、家庭で利用するケーブルの最低90パーセントを供給している事実に触れながら、「レバノンには特有の海賊行為が存在する」と付言する。また海賊版DVDの氾濫が、地元企業への外国投資を消極的にさせ、レバノンに大きな損害を与えているとも語る。

ワークショップ参加者はコンピューターソフトのソース・コードに関する海賊行為についても討議しあい、これらを抑制する事が発明を生む事になると話し合った。

海賊行為と知的財産権に関連する場合は、2008年に世界貿易機関 (WTO) への加盟を希望するレバノンにとって、潜在的に障害となるかもしれないと、米国ベースの非営利団体である貿易・商業外交研究所 (ITCD) のスーザン・スロムバック女史は語る。

「WTO加盟という見地から考えると、これは深刻な問題だ。知的財産権問題は多くの産業に影響を与えるからだ」。「レバノンを潜在的な貿易相手国と考える諸国にとっては深刻な問題だ」とスロムバック女史はデーリー・スター紙に対して話した。

多くの参加者はレバノンにおける知的財産権の問題に批判的だが、中には他国に比較すればレバノンの状況は、まだましと指摘する者もいた。

「現在の法律は、極めて良好」とオーマン氏は語り、レバノンにおける知的財産の原則尊重を可能にしてきた「数多くの創造的レバノン人」の成果に言及した。

レバノン人事業家に対する知的財産権の教育がもっと必要だと、マイクロソフト社及びビジネス・ソフトウェア・アライアンスのアリ・ハラケ氏は語り、「みんなが同じ言語で話さなければならない」さらに「知的財産権は法科大学で教えるだけではダメ」で、エンジニアリングなどの実践分野でも推進すべきだと付言する。

ハラケ氏は、海賊行為に係わる人々に対する厳しい懲罰の導入を支持する。「海賊行為者が理解する唯一の言葉は、彼らのポケットの中のお金だけだ」。だから「彼らを阻止するには罰金が不可欠だ」と述べ、最近、海賊行為容疑で約60名が逮捕された事は「海賊行為者に対する厳しいメッセージだ」と話す。

中東

サムスン・エレクトロニクス、偽造カートリッジ事件に対応 (中東カンパニー・ニュース、2007年7月22日付)

サムスン・エレクトロニクス社は、本物のサムスン製プリンター補充品を求める消費者を困惑させるプリンター用偽造カートリッジの製造者及び販売者に対して、より厳しい対抗手段を取ると発表した。

サムスン社は、消費者を擁護し、高品質のサムスン製品を購入したことが正しい選択だったと確信させるように努力するという。

同社は、知的財産権のエンフォースメント強化に努め、粗悪で保証もない偽造サムスン製プリンター補充品の製造者及び販売者を徹底的に調べ上げる。不法業者を暴きだし、閉鎖に追い込むだけでなく、専門の捜査官及び警察当局と緊密な連絡を取って偽造品供給者に対する処罰を実施するという。

最近、アラブ連盟によって実施された調査によると、アラブ諸国における偽造品と海賊行為は、年間500億米ドルに及ぶとサムスン社KSA市場担当イナム・ブット支配人はいう。この調査は、アラブ世界でわれわれが直面する問題を浮き彫りにしているに過ぎないが、サムスン社は既に、従業員と湾岸協力会議(GCC)加盟国のディーラーに対する訓練を実行し、この問題に取り組んでいるという。

サムスン社は、エンフォースメント当局に対する定期的訓練及び一般大衆の意識向上を図るワークショップを主催し、補給品・製品の本物とニセ物を見分ける方法に関する最新情報を提供している。これらのワークショップはいつでも利用できるものだ。またこれらの努力の一環として、サムスン社は、欧州・中東・アフリカ(EMEA)市場を主に扱う反模倣品団体である、ヨーロッパ・中東・アフリカ画像製品連合(ICCE)が、アラブ首長国連邦で主催した技術セミナーに出席した。